

横浜市立南高等学校・南高等学校附属中学校 学校いじめ防止基本方針

横浜市立南高等学校・南高等学校附属中学校

平成 26 年 2 月 21 日策定

令和 8 年 2 月 27 日改訂

南高校は創立以来「自主自立」を重んじ、平成 24 年に中高一貫教育校となる際には、「知性」「自主自立」「創造」を教育理念として掲げた。全ての生徒が安心・安全に学び、自己実現を果たすためには、人権を尊重する土壌の醸成と、いじめを決して許さない学校づくりが不可欠である。

そのためここに、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切かつ迅速に解決するため、「横浜市立南高等学校 学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとはいじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

本校では、人権を尊重し、いじめを決して許さない風土の醸成を基盤とする。生徒一人ひとりの声を丁寧に聴き、その意思や希望を尊重して教育活動や意思決定に反映させるとともに、質の高い授業やホームルーム活動、生徒会活動、部活動、社会体験などを通じて、他者への思いやりと自尊感情を育む。また、生徒自身が安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、「いじめをしない・させない・見逃さない」姿勢を大切にすることを重視する。さらに、日頃から丁寧な生徒理解に努め、教育相談体制を充実させることで、問題の早期把握と早期支援を徹底する。いじめなどの事案を認知した際には、迅速な事実確認を行い、関係機関と連携しながら組織的に問題解決を図る体制を整える。

(3) 子どもの意見の反映と意思の尊重

学校いじめ防止対策委員会は、生徒意見の聴取（アンケートなど）を実施し、その結果を学校のいじめ防止に関する方針および年間計画に反映させる。いじめ事案への対応においては、聞き取りを丁寧に行い、事実を把握するとともに、生徒の意思を可能な限り尊重する。また、安心・安全の確保を最優先とする。

相談窓口については、担任、学年職員、管理職、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、オンラインフォームなど複数の選択肢を用意し、生徒が自身に合った窓口を選べる体制を整える。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

校長等（校長、校長代理）、高校生活部主任・副主任、中学生徒指導専任、中高養護教諭、各学年所属職員等（学年主任、生活部担当）、必要に応じて他の関係職員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等。主幹教諭を含む。

(2) 委員会の運営

ア 委員会は毎月 1 回以上定期的に開催する。

イ 校長等はいじめの疑いがある段階で、直ちに学校いじめ防止対策委員会の委員を招集し、同会議を主宰する。

ウ 校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題解決に取り組む中核の役割を担うものであり、主な活動内容は次の通りとする。

ア いじめの未然防止・早期発見

いじめ防止のための研修の計画や教職員の情報の共有及び、定期的なアンケート（記名式によるものを含む）実施する。

イ いじめの事案対処

いじめ解決のための事実調査、対応及び解決方法の検討と関係者への報告を行い、事案の必要性に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）や児童相談所などの関連機関との連携について中心的な役割を果たす。

3 いじめの防止等の取組の年間計画

4 月 学校いじめ防止対策委員会発足（月 1 回）

年度当初のいじめ防止対策研修計画の立案

教育相談の実施（全学年）

情報モラル教育（SNS ルール等）オリエンテーション（全学年）

保護者向け家庭での SNS ルール周知（保護者会内で実施）

1 人 1 台端末を活用した横浜 St☆dy navi 健康観察の実施（毎日）

P A A で専門家からの見立ておよび情報共有（中学のみ）

5 月 生徒理解研修の開催、「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）

第 1 回 Y-P アセスメント アンケートの実施（中学のみ）

6 月 学校いじめ防止対策委員会にて情報交換、生徒の状況把握
学校運営協議会との連携（情報交換等）

第 1 回 Y-P アセスメント支援検討会（中学のみ）

7 月 学級担任による個人面談、学年会での情報を集約し状況理解

e ネットキャラバン、警察によるインターネット、携帯電話使用に関する講演会（中学のみ）

- 9月 夏季休業明けの生徒の変化について情報収集
- 10月 いじめ防止対策研修の実施（情報モラル教育を含む）
- 11月 学校運営協議会との連携（情報交換等）
第2回 Y-P アセスメント アンケートの実施（中学のみ）
- 12月 いじめ解決のための生活アンケートの実施。
学級担任による個人面談、学年会での情報を集約し状況理解
第2回 Y-P アセスメント支援検討会（中学のみ）
- 1月 冬季休業明けの生徒の変化について情報収集
- 2月 学校いじめ防止対策員会で情報共有
グループエンカウンター研修（中学のみ）
新入生保護者説明会でいじめ防止に関する説明（中学のみ）
- 3月 学校運営協議会との連携（情報交換等）
今年度の振り返り、次年度の年間計画作成

4 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

教職員をはじめ、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、関係機関等と連携し、多面的な視点から、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、組織的に取り組む。

（1）いじめの未然防止

- ア 問題行動が起きる前に、悩みを受け止める相談体制の充実や、学校全体で安心できる雰囲気作りを行う。
- イ 生徒一人ひとりの良さや可能性を認め、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ウ 学級活動や特別活動等において、自ら役割を果たしたり、意見を言えたりする場を設ける。
- エ 授業の中で協働的な活動（グループワーク等）を取り入れ、対人関係能力を育む。
- オ 情報モラル教育を定期的に実施する。

（2）いじめの早期発見

- ア 教職員の学年職員を中心に、生徒会、部活動などさまざまな場面で生徒の情報を常に共有できるよう、日頃から教職員間のコミュニケーションの円滑化を促進するとともに、職員会議及び学年会等での情報交換の場を設定する。
- イ いじめなどの生徒からの訴えを適切に把握するため、いじめ防止アンケート（記名式によるものを含む）を実施するとともに、人権を尊重し守る意識を醸成する。
- ウ 学級担任による教育相談を定期的に実施し、学習や部活動、人間関係などについて安心して相談できる体制を構築する。
- エ 1人1台端末を活用した横浜 St☆dy navi 健康観察を実施する。

（3）いじめに対する措置

- ア 毎月開催されるいじめ防止対策委員会において校内の一元化した情報を共有し、いじめの疑いがあった段階で速やかな対応を行うとともに、教職員が一人で解決するのではなく、学校として専門家も交えて、組織的に解決に向けて取り組む。

イ 当該生徒及び保護者への連絡や支援について迅速に対応する。同時に関係生徒及び保護者についても、指導方針を明確にして対応する。当該、関係ともに必要に応じて、教育委員会、関係機関と連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめ解消の要件としては、次の2つの要件を満たすこととする。

ア いじめの行為が目安として3ヶ月止んでいること。

イ いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員の研修

ア 生徒理解と人権意識に基づいて、高校生の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研鑽する。

イ いじめ防止について校内研修（情報モラル教育含む）を実施し、全教職員がいじめは人権を侵害する問題であるとの認識を持ち、早期発見できる力を育成し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

(6) 学校運営協議会の活用

事案によっては、個人情報に適切に配慮しながら、事実を学校運営協議会に報告したり、助言を得たりする。

5 重大事態への対処

ここで言う重大事態とは、いじめ防止対策推進法で定義された「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の状態にあることを言う。

いじめに関する事案は、直ちに教育委員会へ報告し、学校いじめ防止対策委員会を中心として事実の調査及び確認を行い、事案の全体像を早期に把握する。

いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査及び事実確認の内容を報告するとともに、いじめの解決について可能な方策を検討し実施する。

6 いじめ防止対策の点検見直し

学校は年1回及び必要があると認められる場合には、いじめに対する組織体制や対応方法等について点検・見直しを行い、必要な措置を講じるものとする。

附則

この基本方針は、平成26年2月策定、3月より実施

この基本方針は、平成30年1月26日改訂、同日実施

この基本方針は、令和6年3月25日改訂、同日実施

この基本方針は、令和8年2月27日改訂、同日実施